

調教師・騎手免許試験関係公示

平成 28 年度第 3 回調教師・騎手免許試験



平成 28 年 11 月 18 日

公 示

平成 28 年度第 3 回調教師・騎手免許試験を下記の要項により行う。

平成 28 年 11 月 18 日

地方競馬全国協会 理事長 塚 田 修

記

平成 28 年度第 3 回調教師・騎手免許試験実施要項

1. 試験の実施区分

試験は、平地競走に係る調教師、調教師補佐及び騎手の三つの職種について、新規受験者（当該試験において受けようとする職種と同じ職種に係る免許を当該試験の日に受けていない者をいう。以下同じ。）及び継続受験者（当該試験において受けようとする職種と同じ職種に係る免許を当該試験の日に受けている者をいう。以下同じ。）に区分して行う。

2. 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所は、次のとおりとする。ただし、試験の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、これを変更し、又は追加することがある。この場合には、該当者に対して直接又は主催者若しくは当協会駐在員（以下単に「駐在員」という。）を經由して事前に通知する。

(1) 新規受験者

- ① 第 1 次試験 別記 1 のとおり。
- ② 第 2 次試験 別記 2 のとおり。

(2) 継続受験者

別記 3 のとおり。

3. 受験資格

(1) 新規受験者

次のいずれにも該当する者又は平成 28 年度第 1 回調教師課程修了者若しくは第 95 期騎手課程修了見込みの者

① 年齢

受験日における年齢が、調教師及び調教師補佐にあつては 28 歳以上（平成元年 1 月 21 日までに生まれた者）、騎手にあつては 16 歳以上（平成 13 年 1 月 21 日までに生まれた者）であること。

② 就業予定の競馬場

関東地区に所在する競馬場に就業の予定であること。

③ 受験経験の有無

平成 28 年度第 1 回以降の新規の免許試験（地方競馬教養センターにおける騎手課程を修了した者にあつては当該課程修了の日以降の直近の免許の日に係る試験を、調教師課程を修了した者にあつては当該課程修了の日以降の直近の試験を除く。）を受験したことがないこと。

(2) 継続受験者

関東地区に所在する競馬場に就業している者又は現に受けている免許の免許日以降に就業する競馬場を関東地区に所在する競馬場から他地区に所在する競馬場に変更した者

4. 受験申請の手続

受験希望者は、受験する職種ごとに受験申請書に次に掲げる書類を添え、5 に記載の締切期日までに当協会審査部免許課（以下単に「免許課」という。）に郵送するか、又は駐在員に提出しなければならない。

(1) 新規受験者

- ① 住民票記載事項証明書（5 に記載の締切期日前 3 カ月以内に作成されたものに限る。）
- ② 念書（甲）（成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨を記載して記名押印し、又は署名したもの。）
- ③ 念書（乙）（禁錮以上の刑に処せられた者及び競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金刑に処せられた者のいずれにも該当しない旨を記載して記名押印し、又は署名したもの。）
- ④ 身体検査書（5 に記載の締切期日前 3 カ月以内に作成されたものに限る。）
- ⑤ 競馬法遵守の誓約書及び個人情報の第三者提供に関する同意書

⑥ 履歴書

⑦ 写真（端正な服装をした正面上半身脱帽の写真（縦 30 mm、横 24 mm）で 5 に記載の締切期日前 3 カ月以内に撮影されたもの。裏面に氏名を記載すること。） 3 葉

(2) 継続受験者

① 住民票記載事項証明書（5 に記載の締切期日前 3 カ月以内に作成されたものに限る。ただし、現職種の免許証に記載された住所に変更がない場合は、提出は必要ない。）

② 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（5 に記載の締切期日前 3 カ月以内に作成されたものに限る。）ただし、受験者が外国人である場合は念書（甲）（(1)の②に同じ。）に代える。

③ 業務関係調査表

④ 身体検査書（5 に記載の締切期日前 3 カ月以内に作成されたものに限る。）

⑤ 競馬法遵守の誓約書及び個人情報の第三者提供に関する同意書

⑥ 写真（(1)の⑦に同じ。） 2 葉

（注 1）新規と継続の試験を同時に受験しようとする者については、(1)の①～⑤及び(2)の⑥の提出は必要ない。

（注 2）新規の受験申請者であって、他の職種に係る免許を当協会から受けている者については、(1)の①～③の提出は必要ない。なお、当協会から免許を受けて、南関東地区に所在する競馬場に就業している者であって、新規の試験のみを受験しようとする者については(2)の②を提出すること。

（注 3）受験申請書、住民票記載事項証明書、念書（甲）、念書（乙）、業務関係調査表、身体検査書、競馬法遵守の誓約書及び個人情報の第三者提供に関する同意書並びに履歴書については、当協会所定の用紙を使用すること。

5. 申請の締切期日

平成 28 年 12 月 19 日

6. 受験者名簿の公表

申請書類を審査のうえ受験者を決定した場合には、試験の実施日の概ね 5 日前までに、免許課及び駐在員の駐在地において、学力及び技術の筆記試験に代えて学力及び技術に関する択一式又は短答式による試験（以下「特別筆記試験」という。）を課する者の指定を含む受験者名簿を公表する。各申請者への通知は行わない。

7. 試験事項及び実施方法

試験は、身体、学力、人物及び調教又は騎乗の技術の各事項について、「1. 試験の実施区分」に従い、次表に掲げる実施方法により行う。

(1) 新規受験者

職種	事項	実施方法	
		第1次試験	第2次試験
調教師 ・ 調教師補佐	身体	提出された身体検査書による審査	視力及び運動機能の検査
	学力	筆記試験	
	人物	12に掲げる欠格事項に該当する者であるか否かについての調査資料等に基づく審査	面接試験
	技術	筆記試験及び小論文	口頭試験及び実技試験
騎手	身体	提出された身体検査書による審査	視力及び運動機能の検査並びに体重測定
	学力	筆記試験	
	人物	12に掲げる欠格事項に該当する者であるか否かについての調査資料等に基づく審査	面接試験
	技術	筆記試験	実技試験

(注1) 第2次試験は、第1次試験に合格した者のみが受験できる。

(2) 継続受験者

職種	事項	実施方法
調教師 ・ 調教師補佐	身体	提出された身体検査書による審査及び面接による審査
	学力	筆記試験
	人物	業務実施状況等の調査に基づく審査及び面接試験
騎手	技術	業務実施状況等の調査に基づく審査及び筆記試験

8. 学力及び技術の試験の出題範囲

(1) 新規受験者

① 第1次試験（筆記試験）

職種	事項	出題範囲	配点
調教師	学力	競馬関係法規、労働関係法規及び一般常識	100点
	技術	1 馬の飼養及び調教に必要な技術並びに調教師補佐、騎手及び厩務員の指導に必要な知識	100点
		2 調教師の業務に関する識見 小論文（調教師の業務に関する識見）	100点
調教師補佐	学力	競馬関係法規及び一般常識	100点
	技術	1 馬の飼養及び調教に必要な技術	100点
		2 調教師補佐の業務に関する識見 小論文（調教師補佐の業務に関する識見）	100点
騎手	学力	競馬関係法規及び一般常識	100点
	技術	馬の飼養及び騎乗に必要な技術	100点

② 第2次試験（口頭試験及び実技試験）

ア 口頭試験

職種	事項	出題範囲	配点
調教師	技術	1 馬の飼養及び調教に必要な技術並びに調教師補佐、騎手及び厩務員の指導に必要な知識 2 調教師の業務に関する識見	100点
調教師補佐	技術	1 馬の飼養及び調教に必要な技術 2 調教師補佐の業務に関する識見	100点

イ 実技試験

職種	事項	出題範囲	配点
調教師	技術	1 鞍、頭絡、交突予防帯等の装着その他調教のために必要な基本技術 2 課題に従った基本騎乗	100点
調教師補佐	技術	1 鞍、頭絡、交突予防帯等の装着その他調教のために必要な基本技術 2 課題に従った基本騎乗	100点
騎手	技術	1 課題に従った基本騎乗	100点
		2 課題に従った競走騎乗	100点

(2) 継続受験者（筆記試験）

職種	事項	出題範囲	配点
調教師	学力	競馬関係法規、労働関係法規及び一般常識	100点
	技術	1 馬の飼養及び調教に必要な技術並びに調教師補佐、騎手及び厩務員の指導に必要な知識 2 調教師の業務に関する識見	100点
調教師補佐	学力	競馬関係法規及び一般常識	100点
	技術	1 馬の飼養及び調教に必要な技術 2 調教師補佐の業務に関する識見	100点
騎手	学力	競馬関係法規及び一般常識	100点
	技術	馬の飼養及び騎乗に必要な技術	100点

9. 合格基準

(1) 新規受験者

次の①～④の事項について、それぞれの要件を満たすこと。

① 身体

次表に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

検査項目	職種	調教師・調教師補佐	騎手※
体重			50.0 kgを超える者
視力		両眼で矯正0.3以下の者	左右いずれか一眼が裸眼0.5以下の者
色別力		業務を行うのに著しい障害のある者	
聴力		業務を行うのに著しい障害のある者	
運動機能及び健康状態		業務を行うのに著しい障害のある者	

※過去に当協会、日本中央競馬会又は外国の騎手免許（外国の騎手免許については見習い騎手を除く。）を受けたことがある者のうち騎手免許を通算 3 年以上有していたものについては、(2)継続受験者の①身体を適用する。

② 学力

筆記試験の成績が 100 点満点で 60 点以上の者であること。

③ 人物

「1 2. 調教師、調教師補佐及び騎手の欠格事項」に該当しない者であって、面接試験の成績が 100 点満点で 60 点以上の者であること。

④ 技術

第 1 次及び第 2 次試験ごとに、次に掲げる者に該当すること。

(第 1 次試験)

調教師又は調教師補佐にあつては、筆記試験及び小論文の成績がそれぞれ 100 点満点で 60 点以上の者、騎手にあつては、筆記試験の成績が 100 点満点で 60 点以上の者

(第 2 次試験)

調教師又は調教師補佐にあつては、口頭試験及び実技試験の成績がそれぞれ 100 点満点で 60 点以上の者、騎手にあつては、基本騎乗及び競走騎乗の実技試験の成績がそれぞれ 100 点満点で 60 点以上の者

(2) 継続受験者

次の①～④の事項について、それぞれの要件を満たすこと。

① 身体

次表に掲げる者のいずれにも該当しないこと（業務を行うのに特に支障がないと認められる者を除く）。

職 種	調教師・調教師補佐	騎 手
検査項目		
体 重		55.0 kgを超える者
視 力	両眼で矯正 0.3 以下の者	両眼で裸眼 0.5 以下の者であつて、左右いずれか一眼が裸眼 0.3 以下の者
聴 力	業務を行うのに著しい障害のある者	
運動機能及び健康状態	業務を行うのに著しい障害のある者	

② 学力

筆記試験の成績が 100 点満点で 60 点以上の者であること。

③ 人物

「1 2. 調教師、調教師補佐及び騎手の欠格事項」に該当しない者であつて、面接試験の成績が 100 点満点で 60 点以上の者であること。

④ 技術

筆記試験の成績が 100 点満点で 60 点以上の者であって、管理馬の出走回数又は騎乗回数が過去 1 年間（「過去〇年間」とは、当該免許試験に係る免許予定日の前日を起算日として逆算したものをいう。以下同じ。）で 30 回以上の者又は過去 2 年間で 60 回以上の者であること（特に認められる理由のある者を除く）。

10. 試験結果の発表

(1) 新規受験者

第 1 次試験については、平成 29 年 1 月 30 日に受験者本人に通知する。

試験の最終結果については、平成 29 年 3 月 16 日に受験者本人に通知する。

(2) 継続受験者

試験の結果が不合格となった者に限り、平成 29 年 3 月 16 日に受験者本人に通知する。

11. 合格後の提出書類

(1) 新規受験者

① 戸籍謄本 1 通

② 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書 1 通

③ 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書 1 通

(注 1) 受験者が外国人である場合は、①に代えて住民票の写し 1 通を提出すること。また、③の提出は必要ない。

(注 2) 上記書類はいずれも試験の最終結果についての通知のあった日の翌日以降に作成されたものに限る。

(2) 継続受験者

当協会発行の免許証

12. 調教師、調教師補佐及び騎手の欠格事項

次のいずれかに該当する者は、免許を受けることができない。

(1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者

- (4) 競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 1 条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (6) 当協会の運営委員会の委員
- (7) 当協会の役員及び職員並びに地方競馬に関係する都道府県又は指定市町村（地方自治法第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合であつて都道府県と指定市町村とが組織するもの及び指定市町村が組織するものを含む。）の職員
- (8) 地方競馬に関係する馬主
- (9) 次のいずれかに該当することにより免許を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ② 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
 - ③ 不正の手段により免許を受けたことが判明した者
 - ④ 免許証を他人に利用させ、偽造し、又は変造した者
- (10) その他競馬の公正かつ安全な実施の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

13. 免許の日

平成 29 年 4 月 1 日

14. 免許手数料

免許試験に合格した者は、免許証の交付を受ける際に、免許手数料 2,000 円を当協会に納めなければならない。

15. その他

- (1) 6 に記載の受験者名簿の公表後に受験する試験場の変更を希望する者については、あらかじめ免許課又は駐在員に申し出てやむを得ない理由があると免許試験委員が認める場合に限り、受験する試験場を変更することができる。
- (2) 受験のために生じた負傷等の事故については、当協会はその責を負わない。
- (3) 試験について不明な点がある場合は、免許課又は駐在員に問い合わせること。

別記 1

(新規受験者の第 1 次試験)

競走の 種 類	職 種	試験日	集合 時刻	試験開 始時刻	試験場 の名称	試験の実施場所	
						名 称	所 在 地
平 地	調教師 ・ 調教師 補 佐 ・ 騎 手	平成 29 年 1 月 21 日	午前 8:45	午前 9:00	埼 玉	野田管理事務所	埼玉県さいたま市 緑区上野田 696
					千 葉	船橋競馬場	千葉県船橋市若松 1-2-1
					東 京	大井競馬場	東京都品川区勝島 2-1-2
						小林牧場 管理事務所	千葉県印西市小林 2886
					神奈川	小向駐在事務所	神奈川県川崎市幸区 小向仲野町 15-4
					教養 C	地方競馬教養 センター	栃木県那須塩原市 接骨木 443

(注 1) 試験時間は、調教師及び調教師補佐については 2 時間、騎手については 1 時間 30 分とする。

(注 2) 試験に必要な筆記具は、各自持参すること。

(注 3) 試験開始時刻に遅れた場合、開始時刻から 1 時間を経過した後の受験は認めない。

別記 2

(新規受験者の第 2 次試験)

競走の 種 類	職 種	試 験 日	集合時刻	試験開始 時刻	試験の実施場所	
					名 称	所 在 地
平 地	調教師 ・ 調教師 補 佐 ・ 騎 手	平成 29 年 3 月 1, 2, 3 日	午前 8:30	午前 8:45	地方競馬 教養センター	栃木県那須塩原市 接骨木 443

(注 1) 試験に必要な筆記具及び乗馬用具(馬の装具に係るものを除く。)は、各自持参すること。

(注 2) 自動車等の運転免許を受けている者にあつては面接の際に運転免許証を提示すること。

(注 3) 試験日は、職種ごとに上記の日のいずれかとし、第 1 次試験結果の発表にあわせて合格者に通知する。

(注 4) 試験開始時刻に遅れた場合は受験を認めない。ただし、遅刻の理由について免許試験委員がやむを得ない事情があつたと認めた場合に限り、すでに終了した課目の受験を含め、試験の途中からの受験を認める。なお、免許試験委員がやむを得ないと認める事情とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 受験者が、試験当日、人命にかかわる事故又は事件に遭遇することその他受験者に責任のない事故又は事件に巻き込まれたこと。

- ② 受験者のきゅう舎又は住居等が火災その他の害を被り、又は被るおそれがあったこと。
- ③ 天災地変により交通機関・道路の運行に大きな影響があったこと。
- ④ その他上記に準ずると認める事情があったこと。

別記3

(継続受験者の試験)

競走の種類	職種	試験の種類	試験日	集合時刻	試験開始時刻	試験場の名称	試験の実施場所	
							名称	所在地
平地	調教師・調教師補佐・騎手	筆記試験	平成29年 1月21日	筆記試験 午前 8:45 特別筆記 試験 午前 11:20	午前 9:00 午前 11:30	埼玉	野田管理事務所	埼玉県さいたま市 緑区上野田 696
						千葉	船橋競馬場	千葉県船橋市若松 1-2-1
						東京	大井競馬場	東京都品川区勝島 2-1-2
							小林牧場 管理事務所	千葉県印西市小林 2886
		神奈川	小向駐在事務所	神奈川県川崎市幸区 小向仲野町 15-4				
		面接試験	平成29年 2月3,4日 平成29年 2月25,26日 平成29年 2月11,12日 平成29年 2月19,20日	午前 8:45	午前 9:00	埼玉	野田管理事務所	埼玉県さいたま市 緑区上野田 696
						千葉	船橋競馬場	千葉県船橋市若松 1-2-1
						東京	大井競馬場	東京都品川区勝島 2-1-2
神奈川	小向駐在事務所					神奈川県川崎市幸区 小向仲野町 15-4		

(注1) 筆記試験の試験時間は1時間30分とし、特別筆記試験の試験時間は1時間とする。

(注2) 筆記試験に必要な筆記具は、各自持参すること。

(注3) 筆記試験開始時刻に遅れた場合、開始時刻から1時間を経過した後の受験は認めない。

(注4) 自動車等の運転免許を受けている者にあつては面接試験を受ける際に運転免許証を提示すること。

(注5) 試験を受けないことにつきやむを得ない事情があると免許試験委員が認めた者については、試験の全部若しくは一部を省略し、又は実施方法若しくは実施時期を変更することがある。なお、免許試験委員がやむを得ないと認める事情とは、別記2(注4)の各号のいずれかに該当する場合とする。